



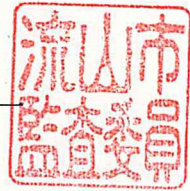
流山市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

平成30年6月7日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功



平成29年度

財政援助団体監査報告書

[社会福祉法人流山市社会福祉協議会]

流山市監査委員

目 次

第 1	監査を執行した監査委員名	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の対象	1
第 5	監査の対象範囲	1
第 6	監査の目的及び方法	1
第 7	団体の概要	1
第 8	財政援助の概要	2
1	名称	2
2	交付の根拠	3
3	交付の状況	3
4	交付目的・事業内容・公益上の必要性	3
5	補助額算定・交付方法・手続の適正性	4
6	事業報告書類による事業の履行確認	4
第 9	監査の結果	4
1	総合意見	4
2	個別意見	5

平成 29 年度財政援助団体監査報告

第 1 監査を執行した監査委員名

佐々木 健一
海老原 功一

第 2 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による
財政援助団体監査

第 3 監査の期間

自 平成 29 年 11 月 1 日
至 平成 30 年 4 月 25 日

第 4 監査の対象

社会福祉法人流山市社会福祉協議会
所管部課：健康福祉部社会福祉課

第 5 監査の対象範囲

平成 28 年度における流山市からの補助金交付に係る事務事業及び所管部課の当該補助金交付事務（ただし、執行に関連し発生する事務事業については、他の年度を含むものとした。）。

第 6 監査の目的及び方法

流山市監査基準（平成 29 年流山市監査委員告示第 7 号）に基づき、補助金の交付先である団体及び所管部課において、出納その他出納に関連した事務の執行が適正に行われているか検証することを目的とした。

監査の実施に当たっては、監査対象団体及び所管部課から関係書類の提出を求め、事前に事務局職員による審査を行うとともに、本監査日においては監査委員が団体職員及び所管部課職員から説明を聴取して実施した。

第 7 団体の概要

1 名称

社会福祉法人流山市社会福祉協議会

2 所在地

流山市平和台 2 丁目 1 番地の 2

3 代表者

会長 鈴木 孝夫

4 組織

当法人は、次の組織により構成されている。

- (1) 役員 理事 15 名
 監事 3 名
- (2) 評議員 40 名
- (3) 執行機関 理事会
- (4) 議決機関 評議員会

5 事業概要

当法人は、地域福祉の推進を目的に流山市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化のため、各種の事業を行っている。

6 収支状況（平成 28 年度分）

(1) 事業活動による収支

ア 収入	412,863,181 円
イ 支出	393,457,137 円
ウ 差額	19,406,044 円

(2) 施設整備等による収支

ア 収入	1,807,980 円
イ 支出	3,817,576 円
ウ 差額	△2,009,596 円

(3) その他の活動による収支

ア 収入	0 円
イ 支出	8,566,460 円
ウ 差額	△8,566,460 円

第 8 財政援助の概要

1 名称

流山市社会福祉協議会事業補助金

2 交付の根拠

- ・社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- ・流山市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 51 年流山市条例第 36 号）
- ・流山市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成 4 年流山市規則第 5 号）
- ・流山市補助金等交付規則（昭和 42 年流山市規則第 14 号）
- ・社会福祉法人流山市社会福祉協議会事業補助金交付要綱（平成 21 年告示第 41 号）

3 交付の状況

（1）補助金交付手続

平成 28 年 6 月 20 日	補助金交付申請
平成 28 年 6 月 22 日	市から補助金交付決定通知
平成 28 年 6 月 22 日	補助金概算交付請求
平成 29 年 5 月 30 日	補助金実績報告提出
平成 29 年 5 月 31 日	補助金精算 第 1 回
平成 29 年 5 月 31 日	補助金精算 第 2 回

（2）交付状況

平成 28 年 6 月 30 日	22,052,000 円
平成 28 年 9 月 30 日	20,000,000 円
合 計	42,052,000 円

4 交付目的・事業内容・公益上の必要性

流山市における社会福祉事業の健全な発達と地域社会福祉の増進を図るために設立された社会福祉法人流山市社会福祉協議会に対し、流山市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 51 年流山市条例第 36 号。以下「条例」という。）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものである。

補助対象経費は、社会福祉法人流山市社会福祉協議会事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 2 条において、「社会福祉協議会が社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条各号に掲げる事業を実施するために要する経費及び社会福祉協議会の運営に要する経費とする」としている。

補助金交付申請書における事業の目的及び内容として、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう『流山市地域福祉活動計

画』を基本に、(中略) 様々な地域生活に密着した福祉ニーズや諸課題に取り組む。

また、(中略)『誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくり』に向けて、(中略) 地域福祉サービスや相談活動、ボランティア活動、共同募金活動等各種事業を推進し、地域福祉活動を一層促進させ、また、在宅福祉サービス事業の充実を図る。

さらに、社会福祉法人としての法人運営の適正化とともに、各種事業や活動の啓発を積極的に展開し、持続可能な団体としての確立に努める」としている。

5 補助額算定・交付方法・手続の適正性

補助上限額について、条例及び要綱には、予算の範囲内とする旨以外特段の記載がない。また、「事業費補助」だけでなく「運営費補助」までも対象とした、広範囲の経費が補助対象であり、社会福祉法人流山市社会福祉協議会からの補助金申請の内容が妥当であれば、予算の範囲内で補助金は支出するという前提であるとの説明があった。

補助金交付申請書の補助金の算出基礎は、補助金交付申請書に添付された予算見積内訳書のとおりとし、予算見積内訳書によると、補助対象経費は社会福祉協議会運営費、社会福祉活動運営費、ボランティア活動運営費、ボランティア活動促進事業として、補助の交付申請額を42,052,000円としている。

補助金交付申請手続では、補助金交付申請書に確定前の書類を添付していたほか、一部検討を要するものが見られた。

6 事業報告書類による事業の履行確認

補助対象経費のうち、ボランティア活動運営費において、社会福祉法人流山市社会福祉協議会が交付していた補助金の交付事務手続に一部不備が見られた。

第9 監査の結果

1 総合意見

調査した範囲において、所管部課による補助金の交付事務、団体による補助金の申請・実績報告事務、収支経理事務とも、おおむね適正に行われていたが、一部申請書の添付書類に誤りがあり、是正・改善を行われない。

社会福祉法人流山市社会福祉協議会（以下この項において「社会福祉協議会」という。）は、全国の市町村に存在する公益性の高い社会福祉法

人である。地域で暮らす人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、地域社協事業、ボランティアセンターの運営・活動推進事業、心配ごと相談事業、福祉資金貸付事業等を実施しているほか、少子・高齢化社会に対応した地域福祉や在宅福祉サービスの充実を図るため、児童福祉事業(学童クラブ運営等)、障害者福祉事業(指定障害者福祉サービス事業所運営等)、高齢者福祉事業(訪問介護事業、デイサービス等)に取り組んでいることは高く評価できる。

社会福祉協議会が健全に法人運営を行っていくために安定的な財政基盤の確立が重要であるが、主要財源の一つである会費収入が対象世帯数に対して過少であることが懸念される。あらゆる機会を使って社会福祉協議会の事業活動を積極的にPRし、会員の増加、会費の増収に努めてほしい。

社会福祉協議会では、普通預金に145,114,884円を有しており、平成30年度から財政調整積立基金等を設定するとの報告を受けた。積立金及び預金については、将来の使用計画に基づき積立額を慎重に検討し、計画的な積立てを行われたい。

担当課である社会福祉課においては、昨今の業務量の増加により、個々の職員が日常業務に追われていることは理解できるが、「第8 財政援助の概要 5 補助額算定・交付方法・手続の適正性」に記載のように、補助対象経費の範囲が非常に広いことに鑑み、補助金申請の内容の検討においては、要綱等に基づいた補助金算出根拠等を精査し、実績報告の内容の検討においては、団体全体の収支計算書及び関係書類等にも目を配り、団体の補助金の使途状況を確認することを要望する。

今後の補助金のあり方として、団体等の維持・存続を目的とする経費や施設運営費に対する「運営費補助」ではなく、事業を実施する上で必要とされる経費に対する「事業費補助」を原則とすることが望まれる。

なお、事業費補助においても、人件費が必要な経費とされる場合もあるが、人件費を補助対象とするべきかどうかについては十分検討し、補助金を支出されたい。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたものの、「指摘事項等一覧」(下表)のとおり、指摘事項、検討・要望事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領(平成26年4月1

日制定)により通知を求めるものとする。

【指摘事項等一覧】

	指 摘 事 項								検 討 要 望 事 項	注 意 事 項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
健康福祉部 社会福祉課	2	0	0	0	0	0	0	2	3	0
社会福祉法人流山 市社会福祉協議会	1	0	0	0	1	1	0	3	0	0
合 計	3	0	0	0	1	1	0	5	3	0

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

- ・ 予算見積内訳書の法人運営事業費 87,233,000 円が予算書の 70,769,000 円と一致していなかった。担当課においては、十分な書類審査に取り組みたい。

(健康福祉部社会福祉課)

- ・ 補助金交付申請書に添付した社会福祉協議会事業費補助金予算見積内訳書について確定前のものが提出されていた。社会福祉法人流山市社会福祉協議会に対しては、適法な確定手続を経た内訳書の提出を求める。また、担当課においては、補助金交付申請書が社会福祉法人流山市社会福祉協議会の予算と整合していることの確認を求める。

(健康福祉部社会福祉課・社会福祉法人流山市社会福祉協議会)

- ・ 社会福祉法人流山市社会福祉協議会が交付している地区ボラン

ティア活動運営費の補助金について実績報告書が提出されているものの、確定手続が決算後の7月10日に行われていた。補助金の交付事務の改善を求める。

(社会福祉法人流山市社会福祉協議会)

・社会福祉法人流山市社会福祉協議会経理規程では、月次試算表は翌月末日までに提出しなければならないとあるが、4月から9月分までの報告書は期限内に提出されていなかった。また、10月分以降は書類を確認できなかった。同規程の適正な執行を求める。

(社会福祉法人流山市社会福祉協議会)

(2) 検討・要望事項

・社会福祉法人流山市社会福祉協議会は、市が直接行えない事業を市に代行して行う役割を担っているが、所管課である社会福祉課は、補助事業が補助目的に沿った適正なものか、補助金の使用方法が合理的かつ効果的かどうか、申請内容に適合するものであるかなど補助金の使途について検証することを要望する。

(健康福祉部社会福祉課)

・補助金の大部分を占める法人運営事業については、決算書によれば総事業費のうち約7割が人件費であった。要綱では、補助対象経費を社会福祉協議会が社会福祉法第109条各号に掲げる事業を実施するために要する経費及び社会福祉協議会の運営に要する経費と広範囲の経費を補助対象としているが、補助金の支出としては、運営費補助ではなく、事業費補助が主であることが望ましい。予算見積内訳書の法人運営事業に対する補助対象経費について内訳が確認できる書類を提出させ、補助金のあり方について検討されたい。

(健康福祉部社会福祉課)

・ボランティア活動促進事業のコーディネーター設置費の事業費合計1,370,000円について、申請時には内訳の設定がないとのことであった。今後は、補助金の使用実績と申請内容との整合が確認できるように、申請時に申請額の根拠資料を提出させ、補助対象経費の内容について確認されたい。

(健康福祉部社会福祉課)